



# 広報かさま お知らせ版

笠間市



問い合わせ方法：笠間市役所本所・支所

笠間・友部地区から TEL0296 (77) 1101またはTEL0296 (72) 1111

岩間地区から TEL0299 (37) 6611

## ■お知らせ

- ①野焼きは禁止されています
- ②高齢者の運転免許自主返納を支援します
- ③第2回 笠間市子ども・子育て会議の傍聴ができます
- ④第2回 笠間市都市計画審議会を開催します
- ⑤特設無料人権相談を開設します
- ⑥笠間地区建設高等職業訓練校の生徒を募集します
- ⑦笠間観光協会の正職員を募集します
- ⑧福祉バザー用品の寄付をお願いします
- ⑨ひきこもりがちな方の心の相談・就労に向けての相談会を開催します

## ■趣味・体験

- ⑩笠間市地域おこし協力隊活動報告会
- ⑪イングリッシュ・スペース
- ⑫笠間市ゆかりのオリンピック・パラリンピアンによるスペシャルトークショー オリンピックを知ろう!楽しもう!!
- ⑬読み語りの会 プラスワン
- ⑭婚活相談会
- ⑮スポーツチャンバラ大会
- ⑯笠間市消費者友の会「1日セミナー」
- ⑰友部駅前フリーマーケット
- ⑱第10回 岩間中学校吹奏楽部定期演奏会
- ⑲花の名所プロジェクト「スイセンを植えよう」
- ⑳まちの駅笠間宿「弥生の日」
- ㉑出合いパーティー

## ① 野焼きは禁止されています

「野焼き」とは、廃棄物（ごみ）を野外で燃やす行為のことで、一部の例外を除き法律で禁止されています。

「近所で物を燃やしていて、けむたい」「洗濯物が干せない」など、周辺への影響があるほか、ダイオキシン類の発生源となり、環境への影響もあります。少量であっても、ごみは集積所に出すなど適正に処分しましょう。

また、農業や林業を営むためのやむを得ない焼却や、たき火程度の軽微な焼却については例外とされていますが、煙の量や風向きによって、近隣とのトラブルが増えているほか、野焼きが原因と考えられる火災も発生しています。周辺地域の生活環境への影響が著しいものは指導の対象となる場合がありますので、次のことに配慮していただくようお願いします。

- ・火を付けたら火元から離れない
- ・強風時は避け、風向き、時間帯を考慮する
- ・煙の量や臭いが近所の迷惑にならない程度の少量にとどめる
- ・近隣への声かけなどを行い、相互理解を図る

※地域の生活環境への配慮をお願いします。

問 環境保全課（内線 125） 笠間支所地域課（内線 72115） 岩間支所地域課（内線 73115）